

釧路市 パートナーシップ 宣誓制度

令和6年4月1日スタート

釧路市では、性の多様性を認め、互いの個性や人権を尊重し、すべての人が自分らしく暮らせるまちの実現を目指して、「釧路市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

パートナーシップ宣誓制度とは？

一方または双方が性的マイノリティであるお二人がパートナーシップの関係にあることを市に宣誓し、市がパートナーシップ宣誓書受領証等を交付するものです。

この制度は婚姻制度とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

性的マイノリティとは？

「性的指向」が必ずしも異性愛のみでない方や、「身体の性」と「心の性」が異なる方等。

性的少数者、セクシャルマイノリティともいいます。

LGBTは、性的マイノリティを表す言葉のひとつです。

対象となる方は？

以下のすべての要件を満たす方

- ・ 成年に達していること
- ・ 一方または双方が釧路市に住所があること
※転入予定者含む
- ・ 双方に配偶者又は他のパートナーシップ関係の相手がないこと
- ・ 婚姻できない近親者関係ではないこと
※パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く

実際の宣誓の流れについては裏面をご覧ください！



市民・事業者のみなさまへ

この制度に法律的な効力はありませんが、制度の導入により、日常生活や様々な場面で生きづらさを抱える性的マイノリティの方々の困難が緩和されるとともに、地域における性の多様性への理解促進につながることを目指しています。

市民・事業者のみなさまにおかれましては、制度の趣旨をご理解いただくとともに、本制度をご活用できる機会が増えていきますよう、ご協力をよろしく願いいたします。

～宣誓の流れ～

宣誓希望日を予約

宣誓を希望する7営業日前までにご予約をお願いします

予約受付開始：令和6年3月15日～

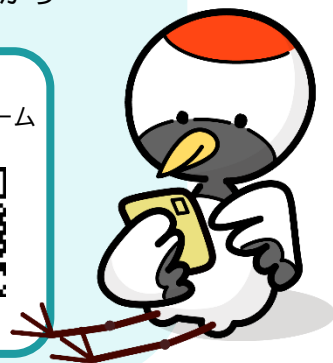
予約方法：電話、メール、市民協働推進課窓口または専用フォームから

事前予約が
必須となります

予約の際に必要な内容

- ・ 宣誓希望日時（第3希望まで）
- ・ 宣誓するお二人の氏名、住所
※未成年の子の氏名の記載や、通称名での
宣誓を希望する方はその旨もお知らせください
- ・ 代表者の方の日中の連絡先
(電話番号またはメールアドレス)

予約専用フォーム



宣誓に必要な書類をそれぞれ準備

- ・ 住民票の写し
- ・ 戸籍抄本または独身証明書
- ・ 本人確認書類

予約した日時にお二人で市役所へ来庁して宣誓

市から宣誓書受領証、受領カードを交付

詳しくは、「釧路市パートナーシップ宣誓制度手続きガイド」をご覧ください。
(市ホームページ、または窓口で配布)



市ホームページはこちらから⇒

【問合せ・予約先】

釧路市総合政策部市民協働推進課

釧路市黒金町7丁目5番地（市役所本庁舎2階）

電話 0154-31-4504（平日8:50～17:20）

（令和6年3月8日作成）

